

改正

平成20年7月22日告示第66号

平成28年3月31日告示第39号

平成29年5月31日告示第77号

大和高田市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、木造住宅の耐震改修の意識及び地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、予算の範囲内において、既存木造住宅の耐震診断に要する費用の全額を市が負担する事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 木造のものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの（当該既存木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 県の定める方法に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 診断員 県において木造住宅耐震診断員として登録された者をいう。

第3条 削除

(事業対象建築物)

第4条 事業の対象となる建築物（以下「事業対象建築物」という。）は、大和高田市の区域内に存する既存木造住宅であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築工事が着工されていること。ただし、昭和56年6月1日以後に増改築されている場合であつて、耐震診断をする必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 在来軸組工法で建築されたものであること。
- (3) 延べ床面積（増築面積を含む。）が250平方メートル以下であること。
- (4) 地階を除く階数が2以下であること。

(事業対象者)

第5条 事業の対象となる者は、前条に規定する事業対象建築物の所有者（共用の住宅にあっては、耐震診断を実施することに対する共有者全員の合意により選ばれた代表者）又は所有者の同意を得た者とする。

（事業内容）

第6条 市長は、事業対象建築物の所有者の申込みに基づき診断員を派遣し、耐震診断を実施するものとする。

2 前項の耐震診断に係る所有者の負担する費用は、無料とする。

3 耐震診断の実施は、事業対象建築物1棟につき、1回限りとする。

（耐震診断の申込み）

第7条 前条の耐震診断を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、耐震診断に着手する前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）既存木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）

（2）事業対象建築物の所有者が確認できる書類の写し

（3）事業対象建築物の建築時期が確認できる書類の写し

（4）事業対象建築物の位置図又は付近見取図及び住宅の外観写真

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申込みは、1年度につき、1回限りとする。

3 申込者が複数の事業対象建築物を所有している場合にあつては、1回の申込みにつき、1棟限りとする。

（耐震診断の決定等）

第8条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、事業の実施が適当と認めるときは、既存木造住宅耐震診断事業実施決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。この場合において、市長は、耐震診断の実施の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、事業の実施が不適当と認めるときは、既存木造住宅耐震診断事業実施不適合通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

（変更の承認届出等）

第9条 前条第1項の規定により事業の実施決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、既存木造住宅耐震診断内容変更承認届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を受理し適当と認めたときは、既存木造住宅耐震診断内容変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（取下げの届出）

第10条 決定者は、決定に係る耐震診断を取り下げようとするときは、既存木造住宅耐震診断取下届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既存木造住宅耐震診断事業実施決定取消通知書（様式第7号）により、決定を取り消すことができる。

（1） この告示に違反したとき。

（2） 偽りその他の不正な手段により決定を受けたとき。

（3） 第8条第1項の規定により市長が付した条件に違反したとき、又はそれに従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき決定を取り消した場合において、耐震診断を既に実施しているときは、決定者に対してその診断に係る費用の返還を求めるものとする。

3 決定者は、前項の規定により耐震診断に係る費用の返還を求められたときは、直ちに返還しなければならない。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年7月22日告示第66号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第39号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日告示第77号）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。